

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (6) セクシュアルハラスメント防止対策の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

- 平成 17 年 12 月に労働政策審議会から出された今後の男女雇用機会均等対策についての建議を受け、平成 18 年 3 月に、厚生労働省では、男女雇用機会均等法等の改正法案を国会へ提出し、同法案は 6 月 15 日に全会一致で可決・成立、同月 21 日に公布。
- 男女雇用機会均等法に関連する省令や指針についても併せて改正され、平成 19 年 4 月 1 日から改正法と共に施行。
- ＜主な改正点のうち、セクシュアルハラスメントに係るもの＞
- ・セクシュアルハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化
 - ・セクシュアルハラスメント及び母性健康管理措置を調停及び企業名公表制度の対象に追加、報告徴収に応じない場合の過料の創設など、男女雇用機会均等の実効性の確保
- 企業の取組の改善を促すため、セクシュアルハラスメント防止対策自主点検表（パンフレット）を作成・配布
- セクシュアルハラスメントを防止するための具体的ノウハウを提供する実践講習の事業を実施
- 相談体制の充実のためセクシュアルハラスメント相談員を設置
- セクシュアルハラスメントの防止対策を講じていない企業等に対して行政指導を実施

2 今後の方向性、検討課題等

- 平成 20 年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談のうち、セクシュアルハラスメントに関するものは最も多く、全体の半数以上を占めている。そのため、職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進のため、企業における実効ある取組を徹底するとともに、セクシュアルハラスメント事案が生じた企業については、適切な事後の対応及び再発防止のための取組について指導を行う。
- また、労働者及び事業主等からの相談に対しては、都道府県労働局雇用均等室において、セクシュアルハラスメント相談員を積極的に活用し、適切に対応する。

3 参考データ、関連政策評価等

- 雇用均等室におけるセクシュアルハラスメントに関する相談件数
(内数は、平成 18 年度：女性労働者等からの相談、平成 19 年度以降：男女労働者からの相談)
- | | |
|----------|------------------|
| 平成 20 年度 | 13,529 (8,761) 件 |
| 平成 19 年度 | 15,799 (8,686) 件 |
| 平成 18 年度 | 11,102 (7,790) 件 |
- 雇用均等室におけるセクシュアルハラスメントに関する是正指導件数
- | | |
|----------|---------|
| 平成 20 年度 | 9,238 件 |
| 平成 19 年度 | 9,854 件 |
| 平成 18 年度 | 4,912 件 |